

花いっぱい運動花苗配布要領

(目的)

第1条 植栽をするための花苗を団体へ配布し、大村市内を花でいっぱいにすることを目的とする。

(対象者)

第2条 大村市内に居住または就業している者が所属する団体または大村市内に事務所等がある団体で、大村市内に前条の目的を達成するための植栽できる場所が確保できる団体。

2 指定する配布場所・日時に受取り可能な団体。

(申込方法)

第3条 市が指定する様式による申請とする。

(配布方法)

第4条 配布時期・場所は市が指定するものとする。配布時期は年2回(5月末、10月末)を予定する。市が指定する方法により申請を行ったものへ配布する。(申請者は任意の日の指定する時間に車輛を使用し運搬する)

(配布数算定)

第5条 全体の申請数から花苗配布予定数を勘案し、市が各団体への花苗配布数を決定する。

(配布数通知)

第6条 文書にて配布日時、配布場所、配布数を通知する。決定した日時については、団体の調整し対応すること。

(植栽場所)

第7条 植栽する場所は、大村市民に花壇がよく見える場所を選ぶこと。

(報告)

第8条 配布日から1か月以内に、植栽した花苗の写真を提出すること。

(情報掲載)

第9条 提出された花苗の写真及び団体名、植栽場所の情報が新聞・テレビ・雑誌・インターネットなどに報道・掲載・利用されることを承諾すること。また、その掲載権・使用权は大村市に属します。

(花苗利用について)

第10条 申請する団体は花苗の再配布・販売等には利用しないこととし、第1条の目的以外に使用しないこと。

令和3年4月1日作成